

静岡県使用済自動車の再資源化等に係る行政処分要綱の制定

## 静岡県使用済自動車の再資源化等に係る行政処分要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、静岡県知事が行う不利益処分（以下「行政処分」という。）の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともに、使用済自動車の適正な再資源化等を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において「違反行為」とは、法又は法に基づく命令若しくは処分に違反する行為をいう。

(行政処分の種類)

**第3条** この要綱における行政処分の種類及び意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勧告に係る措置命令 法第20条第1項、第2項及び法第90条第1項の勧告を受けた関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命令すること。
- (2) 事業の停止命令 関連事業者に対し、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること。
- (3) 事業の登録の取消し 引取業者又はフロン類回収業者の登録を取り消すこと。
- (4) 事業の許可の取消し 解体業者又は破碎業者の許可を取り消すこと。

(行政処分の基準)

**第4条** 引取業者又はフロン類回収業者に対する事業の停止命令及び事業の登録の取消しの基準は、別表1のとおりとする。

- 2 解体業者又は破碎業者に対する事業の停止命令及び事業の許可の取消しの基準は、別表2のとおりとする。
- 3 別表1又は別表2に掲げる違反行為が2以上あった場合は、当該違反行為に係る行政処分のうち最も重いものを適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業の停止となる違反行為のみが2以上あった場合の当該違反行為に対する事業の停止の日数は、最も長い停止の日数の1.5倍に相当する日数を限度とすることができる。ただし、それぞれの違反行為に係る事業の停止の日数の合計を超えることはできない。

(行政処分の内容の検討)

**第5条** 別表1及び別表2に掲げる行政処分の内容の検討に当たっては、次の各号に掲げる事項を斟酌することができる。

- (1) 違反行為に対する是正措置の状況
- (2) 違反行為に係る動機及び改悛の程度
- (3) その他斟酌するに足りる相当の理由

(行政処分の手続)

**第6条** 行政処分の手続は、この要綱の規定によるほか、行政手続法（平成5年法律第88号）及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第71号）に定めるところにより行う。

(行政処分の通知)

**第7条** 行政処分を行うことを決定したときは、被処分者に対し、当該行政処分の内容、根拠条項及び理由を明記した書面を交付する。

(公表)

**第8条** 知事は、行政処分を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 行政処分を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政処分の内容
- (3) 行政処分を行った理由  
（関係機関への通知）

**第9条** 関連事業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県及び保健所設置市並びに公益財団法人自動車リサイクル促進センターに通知する。また、第3号の場合は環境省に報告する。

- (1) 事業の停止命令
- (2) 事業の登録の取消し
- (3) 事業の許可の取消し

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

別表1 引取業者又はフロン類回収業者に対する行政処分の基準（第4条関係）

登録の取消し等の要件	処分内容
1 法第51条第1項第1号又は第58条第1項第1号：不正の手段による登録（第138条第2号）	登録取消し
2 法第51条第1項第2号又は第58条第1項第2号：登録基準不適合	登録基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は登録取消し
3 法第51条第1項第3号又は第58条第1項第3号：欠格要件に該当	登録取消し
4 法第51条第1項第4号又は第58条第1項第4号：違反行為	
無登録営業・無許可営業・無許可変更（第138条第1号、第4号、第6号）	登録取消し
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第137条） 事業停止命令違反（第138条第3号） 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（第139条第2号） 移動報告に関する命令違反（同条第2号）	登録取消し
関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（第140条第2号） 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第3号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第4号）	事業停止 30日
標識の表示義務違反（第143条第2号） その他の違反行為	事業停止 10日

\*違反行為は罰条をもって記載

別表2 解体業者又は破砕業者に対する行政処分の基準

許可の取消し等の要件	処分内容
1 法第66条第1号：違反行為	
無登録営業・無許可営業・無許可変更（第138条第1号、第4号、第6号）	許可取消し
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（第137条） 事業停止命令違反（第138条第3号） 引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（第139条第2号） 移動報告に関する命令違反（同条第2号）	許可取消し
全部利用者への引渡し書面の保存義務違反（第139条第1号） 関連事業者の業廃止・変更届出義務違反（第140条第2号） 報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（同条第3号） 立入検査拒否・妨害・忌避（同条第4号）	事業停止 30 日
標識の表示義務違反（第143条2号） その他の違反行為	事業停止 10 日
2 同条第2号：不正の手段による許可（第138条第5号）	許可取消し
3 同条第3号：許可基準不適合	許可基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は許可取消し
4 同条第4号：欠格要件に該当	許可取消し

\*違反行為は罰条をもって記載